

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

警察庁丙規発第3号  
平成30年2月20日  
警察庁交通局長

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について

トラック・バス・タクシーといった自動車運送事業は、我が国の産業活動や国民生活の基盤となる運送サービスを提供する重要な産業であり、本サービスの供給を安定的・持続的に確保していくためにも、運転者の労働条件の改善は喫緊の課題であるとの考えの下、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」（平成29年8月28日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ。以下「施策集」という。）が取りまとめられた。

駐車に関する交通規制（以下「駐車規制」という。）については、「きめ細かな駐車規制の実施について」（平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号、丙交指発第3号）、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」（平成19年2月6日付け警察庁丙規発第5号、丙交指発第5号。以下「平成19年通達」という。）等によりこれまでも見直しを推進してきたところであるが、今般、宅配貨物が年々増加する中で、特に、駐車スペースの少ない都市部における宅配貨物の各戸配達における駐車場所の確保等に苦慮する事業者から、荷下ろし等のためのトラックの駐車場所の確保や駐車規制の緩和等について要望がなされたことも踏まえ、施策集における「直ちに取り組む主な施策」として「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたところである（別添1）。

そこで、各都道府県警察にあつては、下記のとおり、個々の交通実態等に応じて、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しを行い、駐車規制が交通の安全と円滑を確保するために必要最小限のものとなるよう、一層の取組に努められたい。

なお、本件については国土交通省道路局及び同省自動車局と協議済みであり、別添2のとおり同省道路局企画課長等から各地方整備局道路部長等に、別添3のとおり同省自動車局貨物課長から各地方運輸局自動車交通部長等に、それぞれ通知が発出されているので申し添える。

記

## 第1 基本的な考え方

違法駐車を始めとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠である。一方、近年においては、貨物集配中の車両による各戸配達等のための短時間の駐車需要の増加が認められるところであり、この全てが道路上のみで対応可能となるものではないものの、共同住宅やビル等における貨物集配中の車両のための駐車場所の確保、路外駐車場の整備等と共に、安全かつ円滑に駐車できる道路上の場所における駐車規制の見直しも重要となっている。

駐車規制の見直しに当たっては、各地域におけるこのような駐車需要の実態を的確に把握した上で、近年の道路整備や社会情勢の変化を受けた道路環境及び自転車・歩行者を含む交通実態の変化等に加えて、貨物自動車運転者の労働条件の改善は過労運転の防止等にもつながって交通安全の確保に資することも踏まえつつ、道路管理者や地方公共団体に対して必要な協力も呼び掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、積極的かつきめ細やかな検討及び取組を行うこととする。

なお、本通達は上述の考え方により駐車規制の見直しを推進するものであるが、現に必要性があって駐車禁止規制を実施している場所における貨物集配中の車両等に対する交通指導取締りの取扱いを変更するものではないことに留意すること。

## 第2 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの実施要領

### 1 貨物自動車運送事業者等からの要望を踏まえた見直し場所の候補の選定

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについては、これまでも平成19年通達の3(2)「物流の必要性への配慮」等により推進してきたところであるが、第1で述べた考え方に基づき本取組を一層推進するためには、貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等からの要望が実際に提出されている場所から検討を進めることが肝要であることから、当該要望場所を中心に、管内の交通実態を踏まえ、駐車規制の見直しを検討すること。このとき、次のような場所がある場合については、特に重点的に検討すること。

- (1) 貨物の集配に相当な時間を要する集合住宅、中高層オフィスビル等の建物（敷地内又は建物内に貨物集配中の車両のための駐車場所が存在するものを除く。）の付近や中低層の小規模ビル等が密集する市街地等の貨物集配中の車両に係る高い路上駐車需要が認められる場所
- (2) 次のような、駐車規制の見直しが交通の安全と円滑に与える影響が小さい場所
  - ア 車線数に比して交通量が多くない区間

- イ 自転車・歩行者の安全な通行が阻害されない区間
- ウ 道路幅員又は車線幅員が広い区間
- エ 一方通行規制を実施すれば広い幅員が確保できる区間

## 2 駐車規制の見直し手法

時間帯又は対象車両の車種若しくは用途を問わない一律の駐車規制の解除又は緩和を行うと交通の安全と円滑に支障が生じると考えられる場合であっても、例えば次の手法を用いることを検討して、見直しの余地を十分に検討すること。

- (1) 当該道路の区間において駐車禁止の交通規制の対象から除く又は駐車可の交通規制の対象とする車両（以下「対象車両」という。）を、例えば「貨物集配中の車両」のように限定（貨物の集配は事業用自動車だけではなく自家用自動車でも行われることに留意すること。）
- (2) 対象車両が駐車することのできる時間帯を、当該地域で通常貨物の集配が行われる一定の時間帯に限定

## 3 道路管理者との連携

駐車規制の見直しの検討に当たっては、貨物自動車運送事業者の要望に関する情報を道路管理者と共有するとともに、講ずる対策の内容（道路管理者又は道路管理者の承認を受けた者が行う歩道の切込みによる駐車スペースの確保等）について、道路管理者と密に調整を行うなど、道路管理者との連携を図ること。

## 第3 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに当たっての留意事項

### 1 地域住民への十分な説明

駐車規制の見直しを行うに当たっては、地域住民に対して、当該地域における交通実態、当該地域において貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等から提出された具体的な要望及びその背景、当該地域で駐車規制の見直しを行うことにより一般交通に生じ得る影響、貨物の集配の円滑化等によって地域住民も当該見直しの受益者となると考えられること等を十分説明するなどして、その理解を得るよう最大限努めること。

### 2 駐車施設の整備等の働き掛けの推進

現状の道路構造や道路の整備状況を踏まえれば、道路上のみで全ての駐車需要に対応することは困難であることから、駐車規制の見直しと併せて、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備、駐車施設の附置に係る条例の整備（貨物集配中の車両のための駐車場所の附置に関する規定の創設等を含む。）、共同住宅やビル等の敷地内又は建物内における貨物集配中の車両の駐車場所の確保等について働き掛けること。

### 3 駐車規制の見直しに関する広報の実施

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを行った区間については、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、積極的に地域住民、貨物自動車運送事業者等への周知を図ること。

#### 第4 集中的実施期間及び報告

##### 1 集中的実施期間

本通達に基づく駐車規制の見直しは、迅速な見直しが可能なものについては可能な限り早期に見直しを行うこととしつつ、平成32年度末までに見直しが完了するよう、計画的かつ集中的に実施するものとする。

なお、本見直し実施後についても、集中的実施期間内外を問わず、交通実態等の変化に応じ、不断の見直しを行うこと。

##### 2 報告

駐車規制の見直しの実施結果においては、別途指示する年度末報告等により、警察庁交通局交通規制課宛てに報告すること。

～別添省略～